

平成29年度 第2回河南町特別職報酬等審議会議事録

日 時 平成30年1月29日(月)午後1時～

場 所 河南町役場4階 大会議室(北)

出席者 榎野日出男会長、浅野雅美委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 南部長、人事財政課 渡辺課長

1 追加資料説明

追加資料1 市町村長(近隣市及び府内町村)の報酬及び退職手当

追加資料2 副市町村長(近隣市及び府内町村)の報酬及び退職手当

追加資料3 教育長(近隣市及び府内町村)の報酬及び退職手当

2 審 議

【議事内容】

会 長 それでは、定刻がまいりましたので会議を始めさせていただきます。

今回は第2回の報酬審議会ということになります。前回第1回目、いろいろ皆さん慎重に時間かけてご審議いただいて、おおむねそこで決まりましたことは、特別職については、責任も非常に重いし、仕事のボリュームも大変多いし、時間的にも、空間的にも、時間的にということは24時間フル稼働、それこそなたかのご意見にあったように、トイレに行っている時間でもというぐらいの厳しいお仕事をしていただいている、空間的にといいますと町内全域のみならず、それこそ大阪府に対しても非常に幅広い活動をしていただいている。時空を超えてご活躍いただいているというようなことから見て、またその責任の重要性から見て、退職金の支給は当然であろうというようなことで、点数もつけていただいているということになっております。

したがって、今回は具体的に、じゃ、額は幾らぐらいが妥当なんやというようなところを、前回もちょっと触れてはいただいておりますけど、今回改めてその点に焦点を絞った形で深掘りをしていただいたらありがたいなというふうに思っております。

お手元に昨日か一昨日、資料を届けさせていただいていると思いますが、そういう議論をしていただくについては、この前、第1回で頂戴をした資料では若干よく分からない点があるが、例えば選挙の公約として要らんとおっしゃっている方もおられたし、条例で既に少なくなっているなど、突っ込みで入っていると非常に分かりにくい。要は、額が幾らなら妥当なんやということになりますと、いろんな形で、例えば月給だって下げているケースありますやんか。その給料掛ける何倍となりますと、恐らく数字は並べられてもベースになっているものが違うという印象を私受けましたので、そうじゃなしに、本来あるべきベースになる額から積み上げて、掛ける何ぼやとか割る何ぼやとかいうようなことで計算していただいた

結果がこれですよという数字で出せないかということを事務局にお願いいたしました。幸いにもこの資料でそれに近いというか、それに準じたような数字を出していただいておりますので、きょうはこれをベースにして、いろんなご討議をいただければありがたいなというふうに思っております。

そんなことで追加の資料、届いていると思います。これをもとに議論を進めさせていただきたいなというふうに思います。では、説明をひとつよろしく。

事務局 それでは、金曜日にお配りさせていただきました追加の資料の方にて説明をさせていただきます。先ほど会長からありましたように、公約で退職金をカットする場合もあれば、公約で報酬自体をカットする場合がありますので、前回示させていただいた資料はそういったものを突っ込んであったので、会長のほうからちょっと分かりにくいというご指摘をいただきましたので、資料のほうを追加させていただきました。

まず1枚めくっていただきまして、追加資料1ということなんですけども、これは市町村長の退職手当、条例上の本則に期間の考え方を、それから支給率、それによって計算される金額を計上させていただいております。例えば、一番上の富田林市になりますと、条例本則の月額報酬が101万円となりまして、在職月方式を採用しておりますので、48カ月を乗じまして、そこに支給率40%を掛けますと、退職金額は1,939万2,000円、これについては、公約でカット等は、何もなく、条例上で支給された場合はこの金額になるという形になっています。

この表の下から2段目のところに河南町がございますけども、河南町の月額報酬は84万円、現在13%カットされておりますけども、84万円が月額報酬となっています。そこに在職月方式48カ月、それに支給率45%を掛けますと1,814万4,000円となります。ただし、これにつきましては、この資料の右肩にありますように、平成29年4月1日現在で作成しております資料の計算式になっておりまして、1月の臨時議会のほうで、議会のほうで可決をいただいております内容に置きかえますと、84万円に4年を掛けるという形になります。それで計算しますと336万円となります。この資料は29年4月1日現在の中身として作成をさせていただいております。

次に、この表の一番下から2段目、枠外ですけども、南河内の市、それから大阪府内の町村の16市町村の平均を出した数字が下から2段目のところで1,572万3,350円となります。町村だけの平均ということになりますと、一番下の金額で1,477万9,760円となります。条例上の本則のみで計算した金額としてはこういった形になります。

続きまして、追加資料の2でございますけども、こちらにつきましては副市長村長の退職手当でございます。市町村長と同様の計算式において計算した結果となっています。一番下のところで府内町村平均でいきますと774万1,760円とい

う形になります。

追加資料3につきましては、教育長の退職手当の資料でございます。教育長につきましては、新教育長につきましては、任期が3年ということで、従来の4年から3年に変わりますので、3年で計算をさせていただいております。府内町村平均でいきますと431万4,690円という形になっております。

以上で資料のほうの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。前回も同じような内容でご覧いただいていたので、今回は、土俵が1枚になったということなんですが、これについて何かご意見やご質問がありましたら承りたいと思います。

C委員 よろしいですか。

会 長 どうぞ。

C委員 今、基本の事をご説明いただきましたけれど、とりあえずこれ徹底的に、幾らにするねんということで最終的になろうかなと思うんですけれども、前回の資料5でいただきました資料なんですけれども、以前に、職員について平成25年に403万円マイナス、平均ですね。この年度、29年度12月議会において平均の78万円を減額されたのも見合わせて、逆算というんじゃないけれど、見合わせたパーセンテージ出すのも一つの方法かなと思うんですけれども、やはり職員より高くてもまたいかんやろうし、余り低いのもあれだ思うんですけれども、その点は、事務局は逆算って、そういうのやろうと思ったら出来るわな。

事務局 前回の4年前に大体平均403万円を引き下げられましたので、それを受けて前回の報酬審議会の答申では100分の45を100分の35に、支給率10%引き下げられました。その結果で、前回の資料でいきますと、前回は362万8,800円の減額、といいますのは、前回、最初にお配りさせていただきましたときの資料の2でございます、第1回のときにお配りさせていただきましたときの資料の2の一番下の河南町前回答申額というところがございますけども、これが1,270万800円でございます。その支給割合というのが100分の35で前回答申いただいたんですけども、本来ここが100分の45になりますので、75万6,000円掛ける48カ月掛ける45%という計算になりますので、その部分でいくと本来でしたら1,632万9,600円であったところを前回は1,270万円という形に引き下げはされております。

C委員 これは100分の35にまだマイナスかけたわけやね。

事務局 そうです。前回は100分の45の支給率を100分の35に下げた。

会 長 本給も。

事務局 本給は10%削減されています。

会 長 そういう形で計算したやつやな。

事務局 はい。

会 長 今回はそれから4年、5年たってるのか。

事務局 はい。

会 長 その間に人事院勧告から何か入ってることはあるの。

事務局 29 年末の月末ですね、12 月。議会で今度また改めて 78 万円の減額という形になっています。

会 長 いやいや、人事院勧告でこの前、一般職 403 万下げろという指示というかあれが来たわけでしょう。今回は、だから同じような形の指示が出てますかという。

事務局 はい。それが 78 万円です、今回は。

会 長 今回は 78 万円ですね。

事務局 はい。

A 委員 ちょっとごめん、ちょっと僕、理解が遅れてるので、ごめんなさい。前の時に、いわゆる今言うてはる 100 分の 45、100 分の 35 にしたというのは、これは人事院勧告の下げ率と同じ経緯。

事務局 そうですね。ほぼほぼということですね。きっちりではないですけども、人事院の勧告も平均給与で 400 万、引き下げられまして、その中で前回の報酬審議会の審議の中でやはり同じぐらいの水準ということで 100 分の 45 から 100 分の 35 にすると 360 万ぐらいの減額となりましたので、町長にもそのぐらいの痛みをということで前回そういう答申になったという経緯です。

会 長 それもよりどころとして 403 万の一般職のベースが下がりましたよと、だから、まあ別に一緒にする必要もないんやろうけど、町長も下げましょうかと、こういうことで、一般職と、人事院勧告にスライドして 45 を 35 にしたと、こういうことやな。

A 委員 そうすると、前の知らなくて、改めて読ませてもらたんですが、要するに本来支給されるものから、やはり国のいわゆる人勧等々で示される率に、本来は別やかというけれども、町の首長さんの方もそれに合わすということで下げたと、こういうことですね。

会 長 それはやっぱり町住民に納得してもらおう、理解してもらおうというのが一番説明しやすいんちゃうかなと、こういうことじゃないかなと、そういう感じですか。

事務局 そうですね。

A 委員 僕も揃わせないかんと思う。すると、さっきから言うてくれてはんのはそうかなと、先ほどから示されている金額に比べてことしの 12 月議会も下がってるね、その分は先ほどから示されてる数字の中には算出されてないな、まだ。

事務局 そうですね、はい。

A 委員 それを算出したら 1,500 万ぐらいになるとちゃうの。

事務局 前は 75 万 6,000 円ということで、本俸は 10%削減やったんですね。今回は、今、町長の本俸は 10%からまだ 13%、だから、退職金の基礎となる報酬自体が下がっているの、前回 100 分の 45 から 100 分の 35 になったとしても、今回も同じ結

果となったとしても、本俸が10%から13%、削減しているので、結局もらう金額はまた下がります。という形になります。実際の400万あるいは今回の78万、ここをベースに考えるというのがありますけども、前回はこの400万を10%、今回も同じようになるのであれば、本俸が下がっているのですから一定引き下げは出てくるとは思うんですけども、その辺はどちらとも、はい。だから、今回の計算の基礎となる退職金の金額は73万800円。

A委員 今現在ね。

事務局 はい。前回は75万6,000円。前の資料の2ですね。2の一番下ですね。

一番下が前回のときで75万6,000円、これが10%削減やったんです。その上に、見てもらったらわかりますように、今、河南町の報酬は13%削減されてますので、73万800円になります。これに在職月を掛けて支給割合45でやると1,578万5,280円という形になります。前回、一番下の段に1,270万800円と書いてますけども、これについては前回附則で改定をされておりましたので、今現在は上に戻るんですね。附則で前回の退職金に限り1,270万というのになった改正やったので、今回は上に戻ってるんです。

A委員 上というのは、さっき言うてくれた1,578万5,280円。これにも、要するに12月の先ほどからの入ってない。だから、それはそやけど入れないかん。それやったらさっきの前回のときの理屈と合うわけですね。それは僕も、そういうことになるやろなど。

C委員 25年と29年末でいわゆる403万プラス78万、481万ですか、下がってるわけですね。2回、職員さん。

事務局 そうですね。

会 長 そういうこっちゃ、この合計やね。

C委員 以前には403万、下がったなりにカットされてますからね。その78万、今回も

会 長 新たに人事院勧告として一般職については下がっているという事実がありますよと、こういうことですね。

A委員 だから、その分勘定したら、上に、先ほどの1,578万何ぼということから下がるわけでしょう。

事務局 そうですね。

A委員 下げないかんということやな。

(B委員入室)

会 長 ちょっと追いつくように、B委員に、今までの進行ちょっと説明してあげてくれる。

事務局 追加の資料、金曜日に配らせてもらったんですけど、追加の資料の1ページです。

前回の資料については、退職金も公約でカットしている場合もあるし、報酬自体を公約でカットされている場合もあるので、そのカットカットで計算すると、本来、条例では幾らもらえるかわからない、本来の退職手当は各市町村、どのぐらいの金額が条例上出ているのかというのがわからないということで、ちょっと会長のほうから指示を受けて、結局、条例であったら幾らになるのかというのを資料として追加してほしいということで、前回、学ばせてもらいました。

追加資料のほうでいくと、河南町については一番下から2行目のところに、条例上の報酬は84万、在職月掛けて支給割合45を掛けると1,814万4,000円というのが本来の退職手当の金額という形になります。だから、この本来の条例上の金額で本来あるべき退職手当の金額はどうすべきやというのが、会長からのご意見をいただいたので、資料の追加をさせていただいたということです。

会 長 要するに土俵を一遍そろえてよと、それで横綱から前頭までちょっと並べてやと。ちょっと例え方が悪いけど、そんな感じで見て、だから、いうたら本来退職金のあるべき姿は、富田林やったらこうなります、河内長野やったらこうなります、河南町やったらこうなりますというのを示してくださいねという要求を事務局にしておいたわけです。それが先日お手元に届いた資料ということになります。だから、現実問題として、じゃ、ここで先ほど出たように、人事院勧告で一般給与がこうなるさかいに、じゃ、こっちどうすんねんというようなところを詰めていただければ、審議会としての一つの方向が出てくるんじゃないかなというふうに思いますが。

C委員 もう一つすみません、お尋ねします。

会 長 はい、どうぞ。

C委員 これ、前回1,270万ですか、の退職金で、このときの掛け率で100分の35、今現在掛けてきますと本給自体が13%減になってますから、自然的に下がりますよね、この数字までいかないですね。

事務局 まだ下がりますね。

C委員 73万、前回のときは75万、計算されて、これで自然的に下がるのは下がるんです。そのプラス減額、そのプラスをアルファするかしないかは、この昨年度の人事院勧告の、職員に対しては平均の78万円が減額されておるから、それをプラスした額ぐらいで周りの町村と見合う額が出るかこないか、ちょっと計算やってくれたらありがたいんですけどね。

会 長 どのぐらいの額になるの。

事務局 73万800円で計算しますと、1,227万7,440円。前回の12,700,800より比較すると、42万3,300円下がります。

会 長 42万下がるわけですか。

事務局 はい。

会 長 そうすると、今言うた 1,227 万何がしというのが本来、今までの我々が審議をしてきた流れに沿った形でいくとすれば、一つの指標としてはこれが出てきまっせと、そういうこっちゃな。そういうことやな。その論拠としては前回 1 回目ですいろいろご審議いただいたように、かいつまんで言えば、責任の重要性、あるいは活動いただいている時間空間の問題等々から見て、妥当じゃないかというふうな方向に答申できる一つの素材にはなるということですね。

C委員 理由は要りますからね。

A委員 よろしいですか。だから、今のように過去を振り返りつつ、計算すると、それはそのとおりで、それ以上に下げるとか上げるとかいうと、また別の理由が必要やと思うんですわ。特に行政的な実績が落ちたとか、特段上がったとかいうんやったらそれとは別にプラマイせなと思いますけれども、現時点での町長の実績等を考えると、下げるといような理由は僕はないと思うんです。

会 長 今、A委員おっしゃっていただいたこと、同じことを言おうと思ってたんやけど、要は、ここから先はだから今度は勤務評定という言葉悪いけど、町長の業績がどうであるか、あるいは町の業績はどうであるかという、加算すべきなのか減額すべきなのかという判断をこれからまたご審議をいただくということになりますね、はい。

C委員 ちょっとごめんなさい、前回いただいた資料の 2 のところですけどね、先ほどから何回もご説明いただいた、これ、近隣ありますね。河南町の場合、退職金額これです、この数字では本給掛けて 100 分の 45、1,578 万になってますやんか。太子の場合 1,400 になっとんやけど、しかし、支払われたのは前回のときで 1,270 万、この数字はわかりますねん。わかるんだけど、太子やとかほか近隣町村は、この金額で支払う、ここからまた減額されるんでしょう。ちょっとわかりませんか。

事務局 今、29 年 4 月 1 日現在で支給を受けるべきなのはこの金額になってますので、今回、次、退職されるときはこの金額をいただかるとは思います。その時点でどうか。

C委員 そうですか。

会 長 だから、下げなければならないとすれば下げなければならない理由、根拠、あるいは、上げなければならないとすれば上げるべき理由あるいは根拠というものをちょっともしありましたら、皆さん方の頭の中でありましたら、ぜひそれをご提示、ご開示をいただいて、ひねり出しの参考にさせていただけたらと思います。

A委員 よろしいですか。今、待機児童の問題が全国的に福祉のメインの課題になってますけども、聞くところによると河南町では待機児童がゼロやと、まだ余裕があるというように聞いております。私が教育委員会におらせてもうたときは、よそに頼んでたほうなんです。すみませんけども預かってとうちのほうから外に。とこ

ろがこのごろは逆になってきているというように聞いてます。逆ということは余裕あるということになるわけで、そういう施策をまた次に、中地区のほうでまた新しくこども園ができるということになるとさらに枠が広がる、これはやはり町の人口を減らすことに対する対応策として非常に積極的な対策やと、私、ずっと思うとるんです。それが順調に計画を実施、進めてもらっておるということは、これは積極的に評価すべきやと思います。

会 長 おっしゃるとおりですね。

A委員 せやけど、その分でここへ何ぼぐらい、そこまでちょっと私はよう言いませんけれども、そういうこともあるので、マイナス的な業績評価はないんとちゃうかなというふうに思いますので、積極的に下げる理由はないというふうに私は思うんですけど。

会 長 それは事実そのとおりだと思いますね。恐らく人口減の歯どめの一つになると。

C委員 それは確かになっております。あそこに行けば、河南町に住めば子どもを預かってもらえるし、保育園が充実しているということですね、それは確かに。私、ちょっと見させていただいて、そういう、大したといたらなんやけど、町に迷惑かけるようなミスはないと思うんですわ、行政的にも。その点はやはり評価すべきかな、それなりのね。

会 長 そうですね。最近、報道でいろんな市長さんやら知事さんやら、いろいろね、いろいろやってはるからな。

C委員 それは細かい点はいろいろあろうかなと思いますけれども、そんな大したこともなく順調よう行政を進めていただいていると思います。

会 長 何か減点するようなどこおまへんか。これはあかんでというようなこと。

B委員 本人に対して減点というのは、僕は減点というそういう言い方自体ちょっといいか悪いかわからないですけど、そういう意味では、ないのかなということは思いますね。町行政としての話でいうたらそれはいろいろと課題なり問題なりというのは絶対あると思いますけど、ないとおかしいと思いますけど。

C委員 それはオール 100 点ちゃうもんな。

B委員 それはそうです。今までの成果と今後に対する政策みたいなもの、その両天秤になってくると、確かに上げるということはちょっとまた違うかなと思いますけど、そこはまた別になりますけども。先のことも考えるということであとまた、このままというわけにもいかないかなというふうには個人的には思うんですが、多少なりとも先行投資、設備投資みたいなもので多分いろいろと費用はかかってくると思うので、その辺の部分を考えてみても、少なからずこのまま行くという形ではなくて、少しその辺は我慢してもらおうというか、そういうことも必要なのかなというふうな、いろんな目があると思います。特に今回こういうことで町民の方々なり、近隣市町村の方々にこういうことがあるということが目に見えて知ら

れることになったと思うので、多分、皆さん、関心という意味でいうとかなり高くなっていると。特に同じ世代にもいろいろと聞かれたりとか、仕事上そういうふうには、どないなってるねんみたいな、実際聞かれますので、そういう意味で言うとか関心具合というのはすごい上がってるのかなというふうに見ると、どういう結果結論を出すか、そこは結構難しいと思うんですけども。

会 長 始まる前にな、私も馬鹿話でしておったんやけど、それは関心も確かに皆さん持っていていただいている。それはそういう意味では新聞ネタになるのも悪くないという気はしたけどね。しかし、出てくる意見はいろいろ、議事録に残るから言わへんけどね、相当いろんな意見が出てきてました。

C委員 河南町だけでなく、施策的なこと、だからといってなかなか前へ、スムーズにいくわけじゃございませんわね、どことも悩んでますね。しかし、先ほども言ったけども、自分がマニフェスト書いた部分は徐々に徐々に今までやっていただいていると思います。一つ、頑固なところもあるねん。人の意見ね、理屈ばかりで、それはいいほうへとりゃいいんですよ、頑固でなけりゃ頭務めていけないし、ほんで悪い点もあるかなと思いますが、もう少し人の意見も聞き入れる点も必要かと思います。

D委員 私なんか特に地域の方と話すことが多いんですけど、おおむね町長には皆さん好意的に評価されていますし、個人的なこともお聞きすることもないし、だから、いい町政をされているのかなと私はいつも思っています。

会 長 一括、一言にして、非常に評判的には、僕は非常にいい町長だと、D委員さんおっしゃったように、決して悪い人柄でもなければ悪いあれでもない。業績的にもそこそこやと。それから先ほどA委員からご指摘いただいたように、一番問題の待機児童の問題などはかなり、もっと宣伝しいやと言うとるんやけど、あんまり宣伝したら集まり過ぎて困るねんとかいうて。というような心配もしてはるぐらいに、いい方向で進んでるとちやうかなと私は思ってますが、それからC委員がおっしゃっていただいたように、行政的なミスというのは今まで私もあったという意識は余りないので、あくまで我々は外から拝見する立場ですから、本当はようわかりませんけれども、むしろそれが逆に言えば客観性のあるところではないかなというふうに思うし、そういう観点から見て、方向として先ほど事務局が計算をしてくれたような数字というのが一つの答申の核になるかなというふうにも思うんやけど。

C委員 金額出しても、これどこから出てきたんやということになりますわね。

会 長 そうなんです。

C委員 たたき台というのがね、必要やと思いますね。

会 長 はい。

A委員 大筋、だから、方向性がわかってきたら、あとは事務局の方で勘定してくれたら。

事務局 基本的には前回答申いただいたような線ということですかね。前回いただいた100分の35ですね、を本則の追加資料1でお配りしたやつで今現在84万円の本則で在職月方式で支給率100分の45というのを前回の答申と同様100分の35で計算したとしたならば、1,411万2,000円。追加資料1のところの84万円掛ける在職月方式48カ月掛ける100分の35、4年前と同じ答申の10%引き下げたものと、1,411万2,000円という形になります。ですので、本来いただくべき1,814万4,000円と比較しても400万からの減という形。本則で。今回は、基本的には本来あるべき退職手当の金額ということで会長さんのほうから指示いただいているので、前回のように附則での改定ではなく本則で改定。

会 長 そうね、そうあるべき。

事務局 という形で。なら、今現在、本則で計算すると84万掛けるやつが1,814万4,000円が、本則から45を35に引き下げると1,411万2,000円になります。という形になります。そこになおかつ今現在、武田町長、13%カットしてはるので、1,200万程度の退職手当になるということです。

会 長 計算基礎はお示しができるわけやな、我々として。ベースがどれですよ、それに対して給与はこれだけ下がってますよ、掛け率はこれだけ下がってますよと、したら結果はこうですよ。ということやな。ほか、何か皆さんでこうすべきというところ、ございますか。心情的には、先ほど皆さんおっしゃっていただいたように、少なくともマイナスすべきあれはないと。というてプラスになるほどの、プラスに加算しなきゃならないほどのあれでもない。

A委員 周囲の状況を見ると、ここだけ積極的に上げようという雰囲気にはないと。僭越な言い方で恐縮ですけど。

会 長 それで、自己申告で、あるいは正規の公約でおっしゃっている方は別として、それ以外の数字から見ても一応筋が通る話ではあるよということでもよろしいですか。

A委員 前回の審議してもらった答申とも継続性がある。

会 長 そうですね、継続性あるし、かみ合わないところもありますね。筋は通っていると思います。

事務局 そうですね。基本的に資料1で書いてます府内町村平均が1,477万9,760円なんですけど、それでいくと1,411万2,000円、府内平均を下回るという。

会 長 かなり下回ったわけやな。

事務局 はい。町村を下回って、今回の退職金はなおかつそこから200万ほど安い。

あと、もう1点確認は、計算の方法も今、在職年方式と在職月方式とがありますけど、どちらで。今、議会のほうで在職年方式、任期は4年でありますけども途中で解任もあり得るので在職月を採用している自治体が多いということで、在職月がいいのか、在職年がいいかという結論を。

C委員 年で条例しときますやろ。年度途中で退職された場合は、その半端は月で計算す

るの。しないの。

事務局 今回のやつはもう年未満切り捨てになるので。

C委員 切り捨て。

事務局 だと思います。

C委員 2年半されると6カ月切り捨てという中で計算されるの。

事務局 一般職の場合はもう切り捨て。

C委員 切り捨て。

事務局 はい。1年未満の端数は切り捨てになるので。

C委員 今までこれ年でしたね。いや、月。

事務局 月で、この前の議会で年に変わった。

C委員 変わりましたん。

事務局 はい。で、答申のほうは月で出さるんであればその答申を受けてまた月で提案する形になるという。

会 長 5人のメンバーですから、第1回目にも申し上げたように私、会長を務めさせていただいてますけど、一委員会委員としての、一委員としての意見も申し述べさせていただくことに前回申し上げておったことなんですが、僕はやっぱり一般職とそれから特別職、何で特別職という名前つけてんねんいうたら、やっぱり特別なお仕事をさせていただいているからなんで、一般職と特別職を同じレベルでというのは、僕はちょっとあってはならないことやと思ってます。それともう一つは、この資料を見ていると、見てわかるようにほとんどがやっぱり特別職については月方式がベースになっている。さらに先ほどからいろいろご意見出ているように、途中でやめるとどうなんねんというようなことも含めて、大きくこういう基本的なルールを変えるということは、簡単にやったらあかんと思う、私は。だから、我々としては一つのベースを持っている、背景としてね。今まで何回かやってきて、その中で、退職金というのはこんな形であるべきものなんやというのを我々として持っているわけ。それをベースにした上でできた計算であれば、十分にいろんな、どこからお話が出たとしても私は対応できるやろうと思うし、そういう含みであんまり今ここで年数に変えまんねんということは、これはちょっとやっぱり方向として僕はおかしい、まあでもベースは月数でいくでしょうという前提で貫きたいし、例えば、どうしてもさわらなきゃならないという場面があるとなれば、それはさわる必要があるだろうと。それ以外のところは、皆さん方のご意見にあったように、とてつもない減点はないよと、大きく加算するところもないよというのが僕は恐らく町住民の共通した認識とちゃうかなというふうに思うのでね、我々としては今申し上げたような基本線にのっとった形で答申が上げられればええかなというふうに思うんですけど。どうや、その線で答申案まとめられそうか。

事務局 はい。在職月方式で前回の答申と同様 100 分の 45 を 100 分の 35 に改めて、今回は附則ではなく本則の改定で本来ある姿にするという形でまとめさせていただきたいと思います。

会 長 その辺の方向で皆さん何かご異議ございませんか。
それじゃ、事務局、それで案をつくっていただいて、各委員さんにとりあえず目を通していただけるような段取りまでお願いできますか。

事務局 そしたら、市町村長については在職月方式の計算で 100 分の 45 を 100 分の 35 にするというので、今現在 1,814 万 4,000 円が 1,411 万 2,000 円ということで約 400 万円の減額と。府内町村の平均 1,477 万 9,760 円から若干下回るという形ということですのでよろしいですか。ではそれで町長のほうはまとめさせていただきます。

会 長 では、答申案ができた段階でもう一回また皆さんにご足労わずらわせることになりますけど、日程決める、どうする。

事務局 あと、副町長と教育長も決めていただかないと。前は、副町長については 100 分の 25 を 100 分の 22.5、1 割カット。100 分の 22.5。教育長については 100 分の 20 を 100 分の 18 という形にされております。

事務局 はい、100 分の 20 を 100 分の 18 に前は答申で。前の答申と同じように計算しますと。

会 長 全く町長と同じ形でスライドして対応するの。

事務局 はい。

会 長 計算をして。それでよろしいですね、三役の皆さん方に対する対応は。それじゃ、その様式で一遍、特別職も算出をしてみてください。その上で答申案、ちょっとたたき上げてください。

事務局 そしたら、前回と同じような形で一度数字を出させていただいた資料をまた次のときに作成させていただいて、そのときに答申案を同じようにつくった形で数字はこうなりますと、それでどうですかという最後の確認をさせてもらって、オーケーであれば答申を出させてもらおうと。答申案、新たな資料についてはまた改めて。

会 長 でき次第、また皆さんに……

事務局 送らせていただいて、何かあったらということで。それでよろしいですかね。

会 長 はい。それでよろしゅうございますね。

会 長 次回は、とりあえずそしたら 2 月 15 日の 10 時でお願いさせていただきます。数字の資料と答申案と、また用意させていただきます。

ということで、きょうの会議はこれで終わらせていただきます。貴重なお時間、どうもありがとうございました。